

法科大学院大学の設置に係る緩和措置(案)

現 行 基 準 等	現 行 基 準 等	緩 和 措 置 (案)
校 地	<p>《大学設置審査基準要項》</p> <p>《寄附行為(変更)認可審査基準要項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基準面積の1/2以上が自己所有 <p>《寄附行為(変更)認可審査基準要項細則》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体からの借地については、自己所有とみなす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法科大学院大学の設置に参画する学校法人からの借用であって、永続的な使用保証があるものについては、自己所有とみなす。
校 舎	<p>《学校法人分科会長決定》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学院大学の校地・校舎の面積は大学設置基準に定める学部等に係る基準で算出した面積を目安として個別審査とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置する大学院大学の実情にあった個別審査とする。
	<p>《寄附行為(変更)認可審査基準》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 負担付き又は借用のものでないこと。ただし、特別の事情があるときは、施設又は設備の一部についてこの限りではないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学新設については、原則として認めていない借用校舎について、次の要件を満たすものについては、その一部又は全部が借用であっても差し支えないものとする。 <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">開設年度以降10年以上の使用保証があり、借用に係る経費の10年分の額を申請時に収納しているものについては借用のものであっても差し支えない。(寄附行為(変更)認可審査基準要項)</p>
機 械 ・ 器 具	<p>《学校法人分科会長決定》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 校舎及び機械・器具等の整備に要する経費については、学部等に係る基準で算出した標準設置経費を目安として個別審査とする。 ・ 別地における施設(サテライト)について、借用のものであっても差し支えないものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学部等に係る標準設置経費を目安として個別審査となっている設置経費について、教育研究上支障がないと判断されるものについては、新設大学院大学が必要とする設置経費でも差し支えないものとする。
経 常 経 費	<p>《学校法人分科会長決定》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開設年度の経常経費については、学部等に係る基準で算出した標準経常経費を目安として、個別審査とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学部等に係る標準経常経費を目安として個別審査となっている開設年度の経常経費については、標準経常経費を下回っても差し支えないものとする。 <p>ただし、校地・校舎が借用の場合には開設年度から完成年度の経常経費に見合う額の現預金等を保有しているものとする。</p>